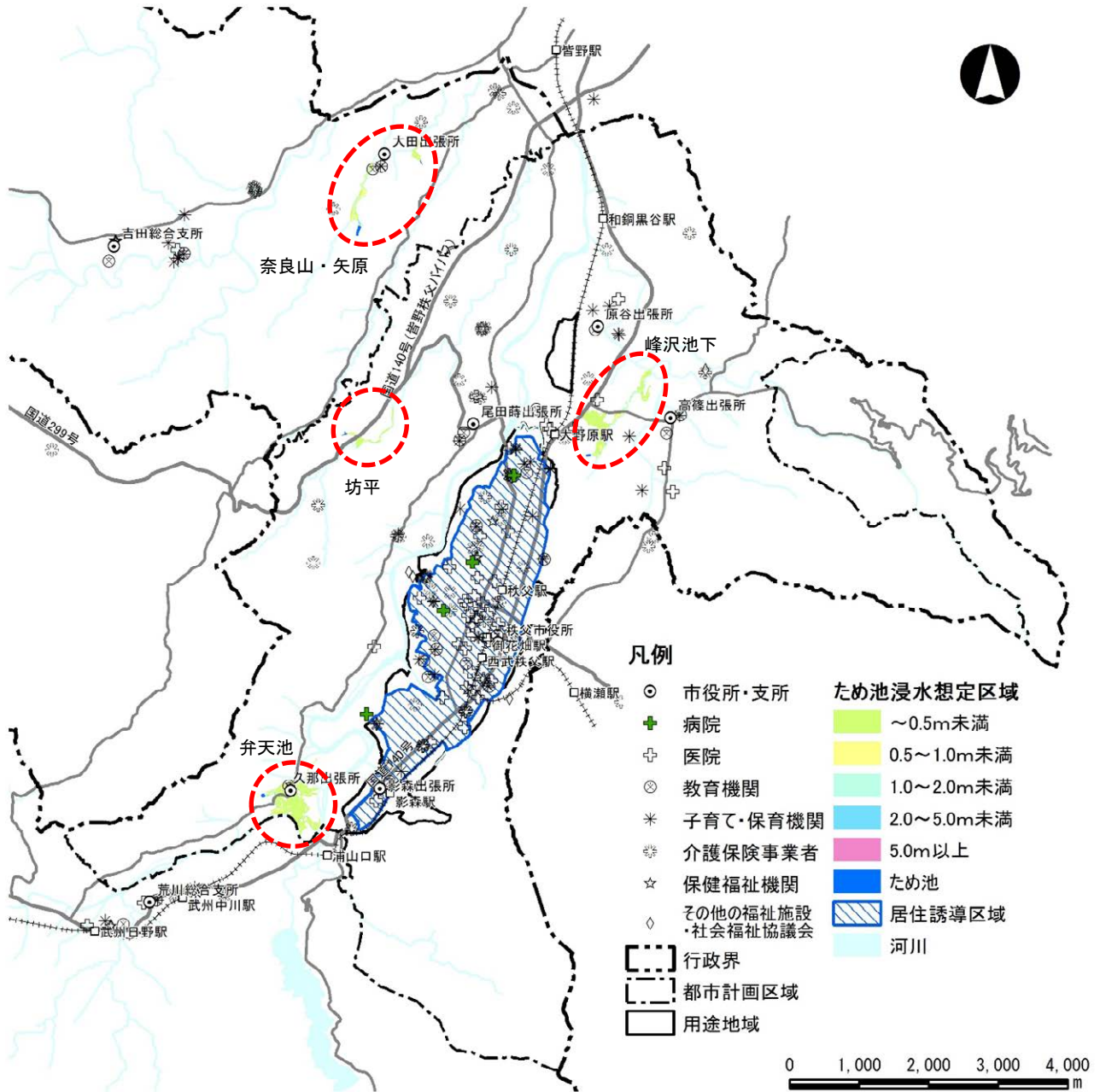


⑧ため池のリスク

○ 防災重点ため池は、市域で13箇所分布しています。これらのため池は、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在するため、人的被害を与える恐れがあります。

〈ため池（防災重点ため池）〉

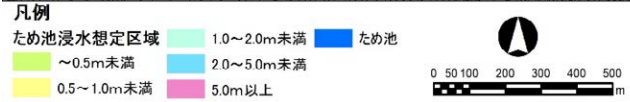
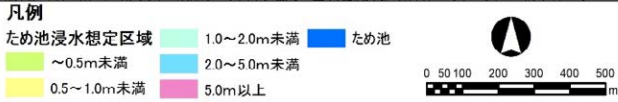


※上記以外の8池は順次データを作成予定

〈ため池（防災重点ため池）拡大図〉

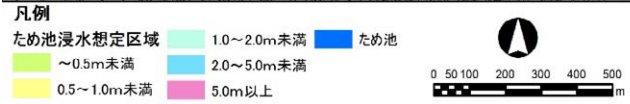
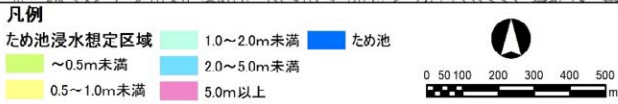
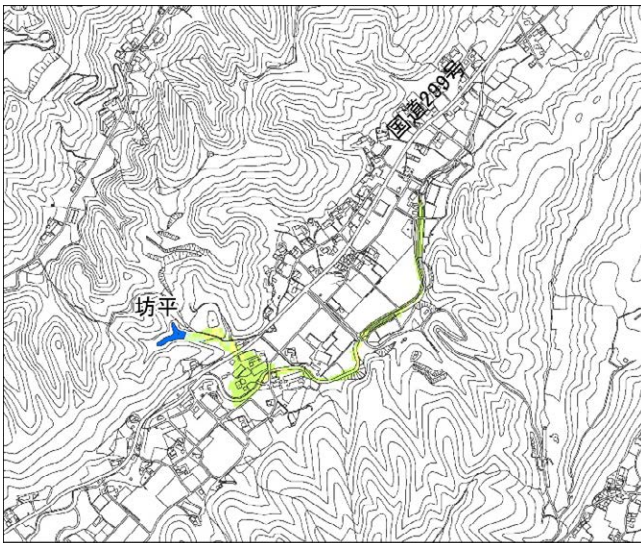
(奈良山・矢原)

(峰沢池下)



(坊平)

(弁天池)



※上記以外の8池は順次データを作成予定

3. 防災・減災に向けた課題の抽出(リスク評価)

市域では様々な自然災害リスクが想定されていることを踏まえ、防災・減災に向けた課題を以下のように整理します。

①地震

- 地震に伴う土砂崩落や地盤の液状化、ライフラインの寸断、建物などの倒壊、火災の発生など、様々な災害の発生が懸念されることから、このような複合災害への対応を想定し防災機能を高めておくことが重要です。
- 中心市街地付近には密集市街地が広がり、延焼クラスターも構成されることから、地震を起因とした大規模火災の発生や避難困難といったリスクが高いところでは、防災上の課題を重点的に解決していく必要があります。

②洪水

- 洪水において浸水想定区域に含まれているところは、地形的に家屋倒壊等氾濫流想定区域や土砂災害警戒区域等に相当するがけ地にも含まれていることがほとんどであるため、安全な地帯へ迅速に避難できる対策を講じることが先決です。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、鉄道や道路を含む都市施設や、住宅の立地が進んでいるところもあるため、改めて地質評価を行ってリスクを詳細評価し、評価の内容に応じた防災・減災対策の整理が必要です。

③雨水出水

- 近年、局地的な集中豪雨が増加する傾向にあり、2019(令和元)年の台風19号では大野原付近で内水による浸水被害などが発生したことなどから、流末の確保や古い家屋の地盤のかさ上げなど、必要なハード対策を組み合わせながら地域の災害安全性を高めていく必要があります。

④土砂災害

- がけ地においては現在土砂災害警戒区域等に指定されていなくても、将来的に指定される可能性を十分に認識したうえで、法面対策などのハード対策と警戒・避難体制整備といったソフト対策を合わせて災害リスクを緩和(低減)することが必要です。さらに、土地利用の制限や土砂災害区域内に立地している建物や施設の移転など、災害リスクを回避する取組も必要です。

⑤大規模盛土造成地

- 大規模盛土造成地では、危険性が認められる場合には、地盤被害を防止する対策を講じることが必要です。特に、居住誘導区域内の対象地については、早期に安全性の把握に向けた調査を実施するなど、対応を図る必要があります。

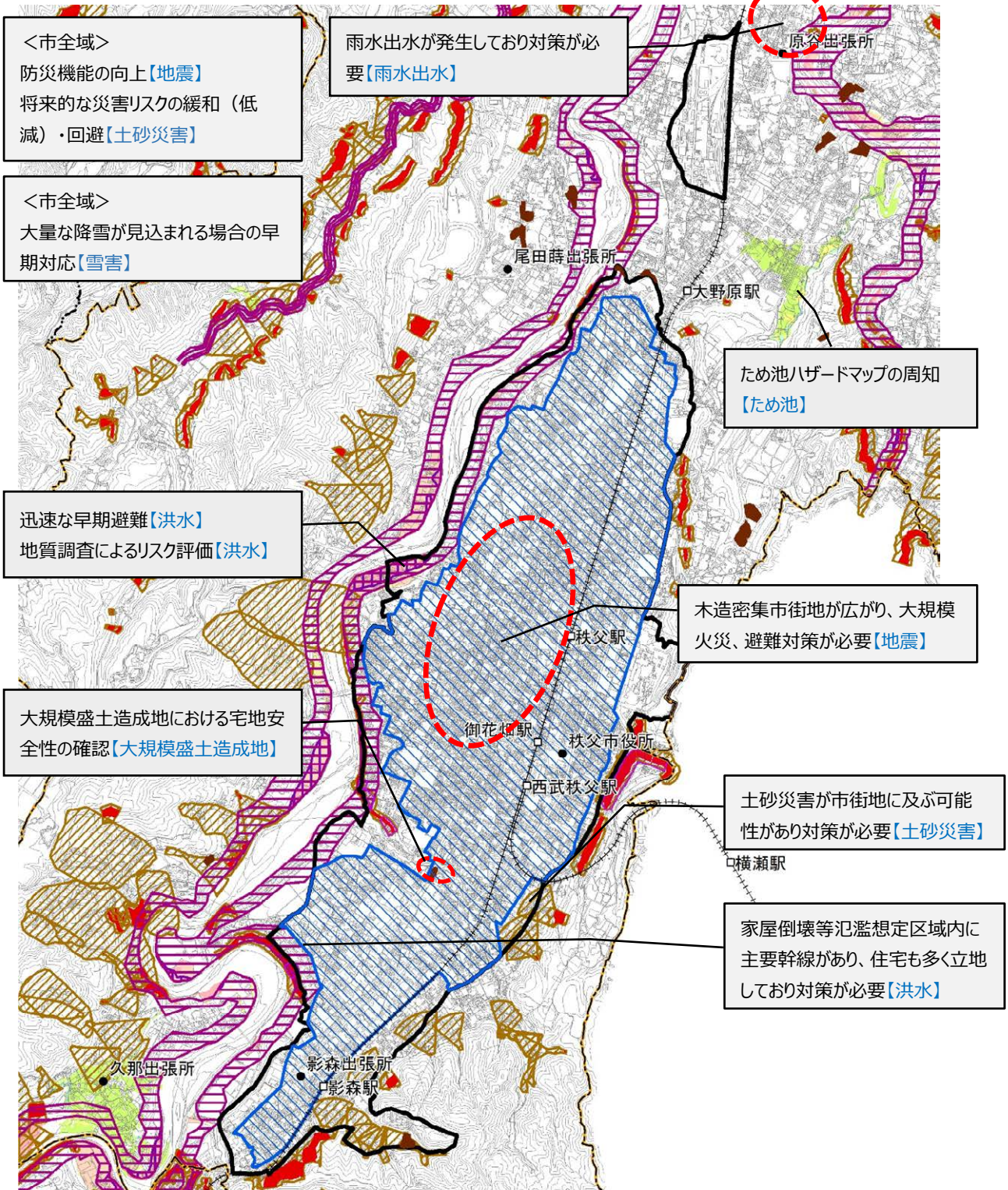
⑥雪害

- 平成 26 年 2 月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落、構造物破壊、農作物損耗、架線切断など）の教訓を踏まえ、気象予報を踏まえた早い段階から対策を講ずる必要があります。

⑦ため池

- 防災重点ため池については、決壊した場合の人的被害に備える必要があります。

＜防災まちづくりに向けた課題図＞



＜市全域＞
防災機能の向上【地震】
将来的な災害リスクの緩和（低減）・回避【土砂災害】

雨水出水が発生しており対策が必要【雨水出水】

＜市全域＞
大量な降雪が見込まれる場合の早期対応【雪害】

ため池ハザードマップの周知【ため池】

迅速な早期避難【洪水】
地質調査によるリスク評価【洪水】

木造密集市街地が広がり、大規模火災、避難対策が必要【地震】

大規模盛土造成地における宅地安全性の確認【大規模盛土造成地】

土砂災害が市街地に及ぶ可能性があり対策が必要【土砂災害】

家屋倒壊等氾濫想定区域内に主要幹線があり、住宅も多く立地しており対策が必要【洪水】

凡例

想定最大規模 浸水深ランク	ため池浸水想定区域	急傾斜地崩壊危険区域	行政界
ランク1: 0.0～0.5m未満	～0.5m未満	土砂災害特別警戒区域	都市計画区域
ランク2: 0.5～3.0m未満	0.5～1.0m未満	土砂災害警戒区域	用途地域
ランク3: 3.0～5.0m未満	1.0～2.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	居住誘導区域
ランク4: 5.0～10.0m未満	2.0～5.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	市役所・支所
ランク5: 10.0～20.0m未満	5.0m以上	大規模盛土造成地	

4. 防災まちづくりに向けた将来像、取組方針(リスク対応)

(1) 防災まちづくりに向けた将来像

秩父市は荒川水系の上流に位置し河成段丘が形成されているため、河床は市街地よりもかなり低く、下流域のように市街地の大半が浸水してしまう水害リスクはかなり低いと考えられています。

しかし、市街地付近でも河川区域に隣接する低床地などにおいて浸水の恐れがあるほか、河川沿いのがけ地、山すそ、山間地にある多くの宅地が土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアに指定されています。そのため、集中豪雨や地震をきっかけとして、いつ土砂災害が発生し、人命や財産に危険が及ぶか分かりません。

このことから、防災まちづくりに向けては、各種の対策による災害リスクの緩和（低減）、回避とともに、市民と災害リスクを共有しながら、地域の人々みんなが安全・安心な地域社会を構築していくことを目的に、『「いざ」というときに住民がすぐに行動できる、連携・協働できる防災まちづくり』を将来像に掲げます。

<防災まちづくりに向けた将来像>

**『「いざ」というときに住民がすぐに行動できる、
連携・協働できる防災まちづくり』**

(2) 取組方針

①科学的な分析による『予防』（減災）に重点を置いた防災まちづくり

近年、国や地方公共団体、関係機関などにおいて、自然災害をはじめとする各種の災害リスクを科学的に分析し可視化する取り組みが積極的に行われています。また、市民の安心・安全を守るためには、これら「自然災害」のリスクだけでなく、山間地において特に進行している「過疎化」問題や避難・医療福祉施設の配置状況、非常時の電力確保など、さまざまな課題を解決していかなければなりません。加えて、今後の科学的知見や事例の蓄積によって様々な「リスク」や「課題」が次々と可視化されてくるでしょう。

しかし、これら「リスク」や「課題」を知らなければ、対策の立てようもありません。住民一人一人がこれら身の回りの災害リスクを確認・認識し、「いざ」というときにどのように行動すべきかシミュレートできるよう、行政が所有している災害にまつわる様々なデータのデジタル化、オープン化を進め、情報を積極的に公開し住民・事業者・関係機関と共有することによって、「予防」（減災）についてともに考え、災害ハザードエリアへの新規立地抑制や安心・安全なエリアへの居住誘導などを進めていきます。

②横断的な連携・『協働』を取り入れた防災まちづくり

秩父市は県内でも人口減少率や高齢化率が比較的高い地域ですが、山間地においてはこの傾向はさらに顕著で単身高齢者世帯の割合も高くなっています。加えて、山間地にある宅地の多くは土砂災害警戒区域に指定され、有事の際の自助・共助による対応が徐々に難しくなっています。

このような“過疎”に起因する問題の解決には、ダムや河川の施設管理者・自然保護団体・大学・林業事業者・山間地と市街地など、従来の枠組みを超えた協力が必要です。

また、荒川上流域にある秩父市にとって、大都市とつながる秩父鉄道や国道 140 号、西武鉄道や国道 299 号が必要不可欠なものであると同時に、下流域にとっても秩父市が受け持つ4つのダム（貯水量 1 億 4,325 万立方メートル・東京ドーム 115 個分）、森林（秩父地域貯水量 8,900 万立方メートル・東京ドーム 72 個分）は必要不可欠な”施設”ということができるのではないのでしょうか。

これら重要な人命や国土を守り、保全するため、先端・地元企業と連携した効率的な施設・国土管理手法の研究をすすめるとともに、横断的な連携・協働を進め、セーフコミュニティの考え方に沿って民間機関を含む多様な主体とともに防災対策に取り組みます。

③市域の安心・安全に向けた『防災』まちづくり

これら科学的な分析結果や多様な主体との連携・協働体制を踏まえ、既存施設の整備効果を最大限に活かしつつ、効率的・効果的な整備等に取り組みます。

また、危険家屋の除却や建築物の不燃化率の向上など燃え広がらないまちづくり、道路幅員や歩道の整備、無電柱化や一層のバリアフリー化などを通じ、安心・安全な防災まちづくりを進めます。

あわせて、非常時に必要な電力を確保するため、分散型電力ネットワークの強靱化を進め、再生可能エネルギー（蓄電池およびEV）などを避難所などに導入拡大しつつ、倒木で電線などを切断しないようにするなど森林の維持管理を積極的に推進していきます。

(3) 方針に基づく具体的取組

自然災害の種類、及び地域ごとのリスク分析の結果を踏まえ、『「いざ」というときに住民がすぐに行動できる、連携・協働できる防災まちづくり』という考え方に沿ってリスク対応策を以下に示します。

①科学的な分析による『予防』(減災)に重点を置いた防災まちづくり

- 様々な災害リスク情報、まちづくり情報の可視化に努め、ハザードマップやインターネットを活用し迅速に公開するように努めます。
- 災害リスクが高い区域(水害リスク情報図(想定最大規模・計画規模)、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等、がけ地に近接している区域など)を明確に示し、周知するとともに住宅や施設などの新たな立地抑制策を検討します。
- 災害リスクが高い区域に立地する住宅や福祉施設などに対し、居住誘導区域や災害ハザードリスクの低いところへの移転を促すため、「防災集団移転促進事業」や「居住誘導区域等権利設定等促進事業」の活用を検討します。
- 災害リスク情報のオープン化や避難経路作成のための地図の作成支援などを通じ、地域の実情に沿った「地区防災計画」や福祉施設等の要配慮者利用施設における「避難確保計画」の策定を支援します。
- 関係機関と連携し早い段階から気象情報などを収集するなど、住民への的確な情報提供を行います。
- 避難に際しては、避難開始が豪雨時や夜間に及ばないように、避難準備・高齢者等避難開始や避難指示の発令に努めるなど、警戒避難体制を強化します
- 久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区については、学校区外への避難の可能性もあることから、より迅速な避難情報の伝達に努めます。(秩父市地域防災計画)

②横断的な連携・『協働』を取り入れた防災まちづくり

- セーフコミュニティの考えに基づいた横断的な連携によるまちづくりを進め、有事における官民協働連携体制の構築に努めます。特に、人口が少なく高齢化率も高い山間過疎地域において重点的に取り組みます。
- 地域住民や関係団体との協働を進め、多様な観点から安全な避難路の整備に取り組みます。
- 市域で発生した地震・洪水被害に迅速に対応するとともに、国・県や近隣・鉄道沿線・流域自治体と連携して救援体制をいち早く整え積極的な広域支援を行います。
- 災害時における地域間連携を可能にする緊急輸送道路(国道140号皆野秩父バイパス、国道140号、国道299号など)の迂回路や複線化などの冗長化、ヘリポートの整備などに関係機関と連携して取り組むとともに、沿道建築物の耐震化を促進します。
- ドローンを活用した孤立集落への緊急物資輸送など先進的な取り組みを行います。

③市域の安心・安全に向けた『防災』まちづくり

<全般>

- 施設の適切な維持管理や訓練などにより、有事の際に対応できる体制づくりに取り組みます。
- 災害の種類に応じた避難所や救護施設の配置再検討や電力をはじめとする非常時におけるインフラ対策等に取り組みます。

<地震>

- 安全な市街地形成に向け、住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。また、中心市街地などの密集市街地では建物の不燃化に取り組みます。
- 木造建築物の密集する市街地付近では、避難場所、延焼遮断帯にもなる公園・緑地・道路などのパブリックスペースの確保に空き家・空き地を有効活用しつつ取り組みます。

<土砂災害>

- 市内には家屋倒壊等氾濫流想定区域（河岸侵食）内など土砂災害警戒区域等の指定要件を満たしているものの（当時）住宅が立地してなかったなどで未指定の個所が存在しています。このような地域の危険性を周知するため、県と指定に向けた調整を図ります。
- 土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、関係機関と連携しながら避難所や要配慮者利用施設について必要な法面对策や砂防施設整備などの対策を検討します。

<洪水>

- 緊急輸送道路など重要な施設を含む家屋倒壊等氾濫想定区域等については、県に詳細なリスク調査を依頼し、その結果を踏まえた河川改修や対応策を要請します。
- 秩父市にある4つのダムの維持管理や秩父地域の森林が持つ水源涵養機能の保持に取り組みます。

<雨水出水>

- 局所的に発生する雨水出水については、雨水排水施設や貯留施設の整備、住宅リフォーム事業を活用した宅地のかさ上げなどの対策を複合的に検討し、災害リスクの緩和（低減）に努めます。

<ため池>

- 13か所ある防災重点ため池については、引き続きため池ハザードマップの作成に取り組みます。また、施設の適切な維持、補強に向けた対策を管理者と連携・協力しながら進めます。

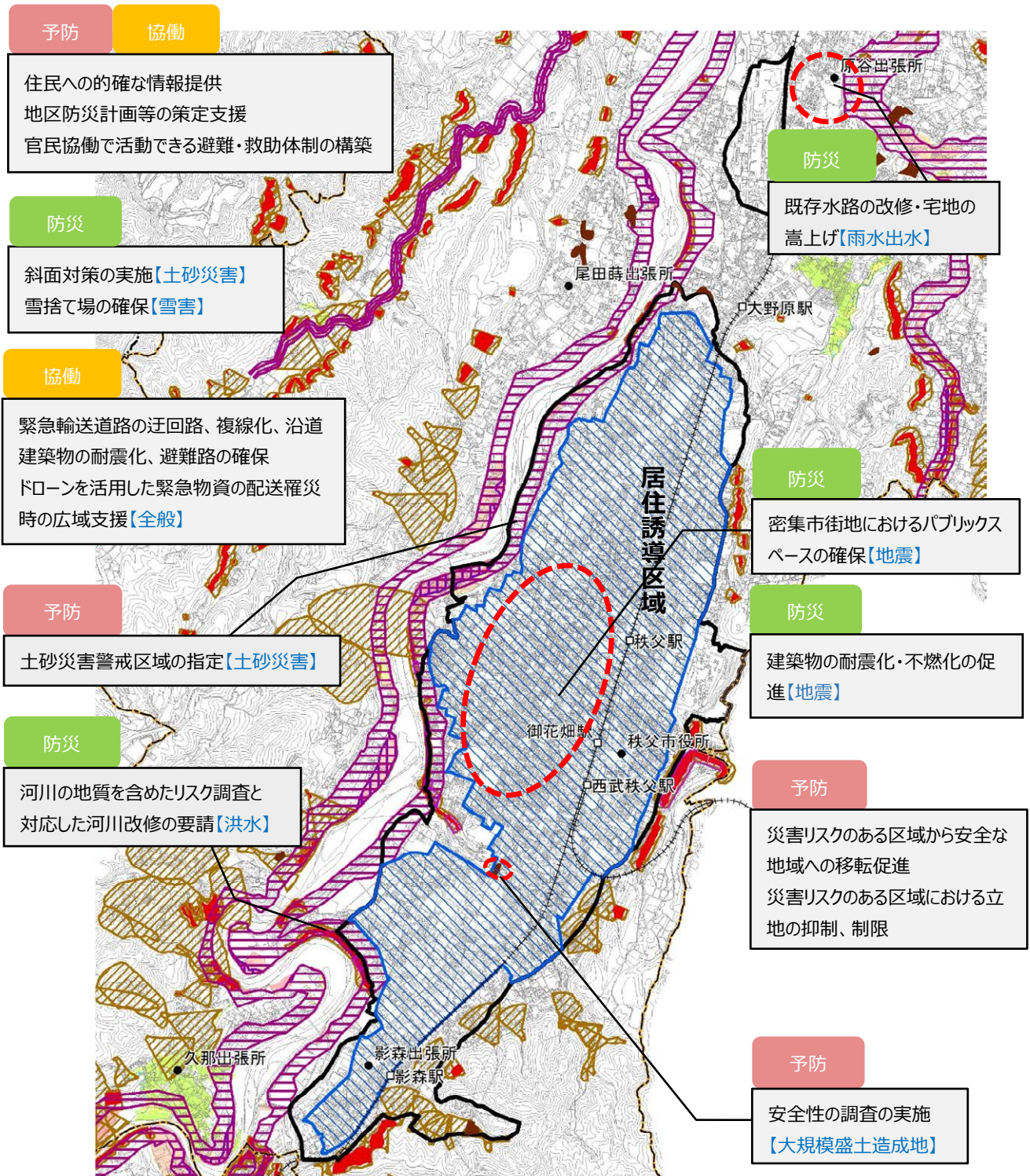
<大規模盛土造成地>

- 大規模盛土造成地については、宅地の安全性の調査（2次スクリーニング）を実施します。また、必要に応じて「宅地被害防止事業」の位置づけを検討します。

<雪害>

- 2014(平成26)年2月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落、構造物破壊、農作物損耗、架線切断など）の教訓を活かし、雪捨て場の確保や早い段階から除雪活動など市民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じます。

＜防災まちづくりの方針図＞

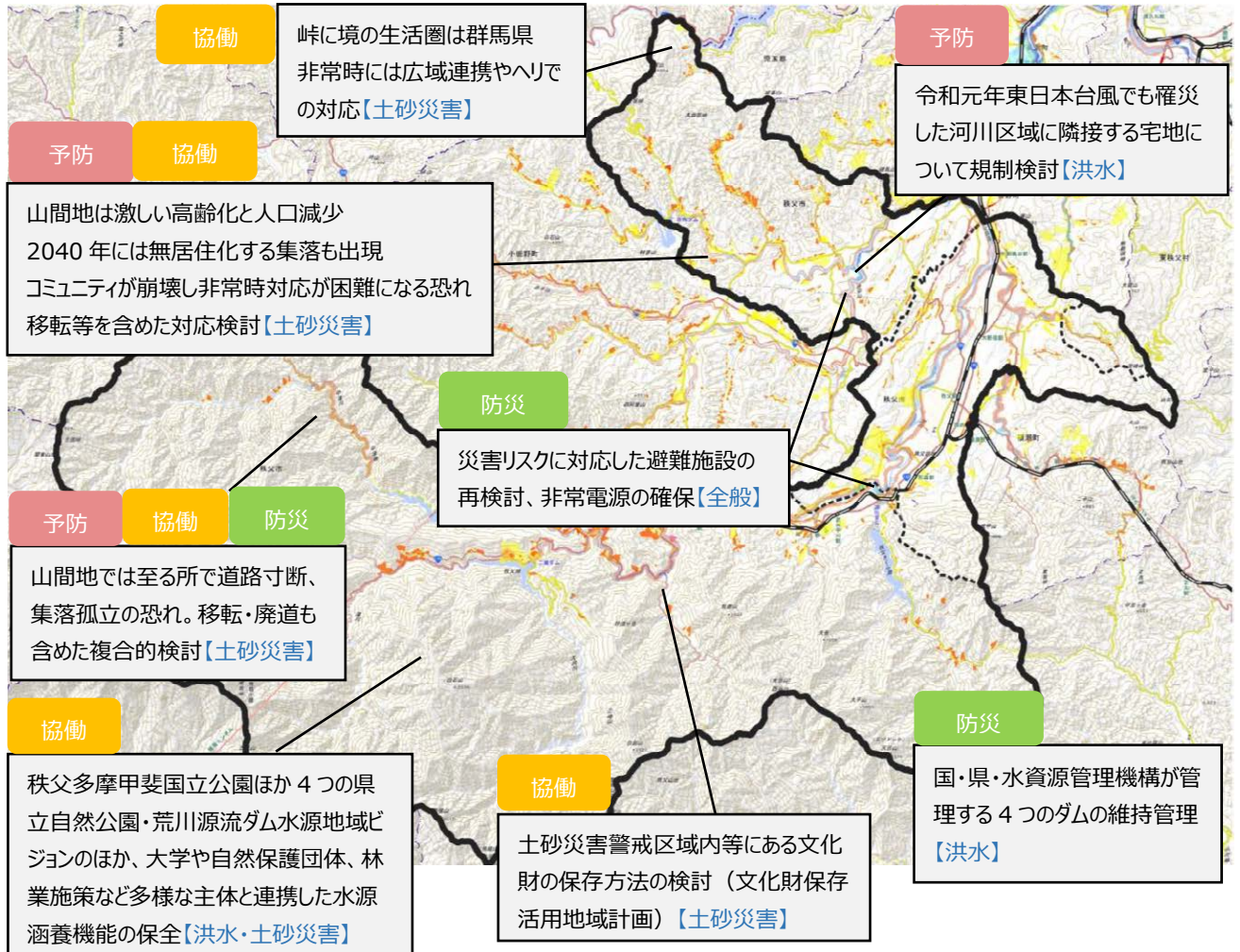


凡例

想定最大規模 浸水深ランク	ため池浸水想定区域	急傾斜地崩壊危険区域	行政界
ランク1: 0.0～0.5m未満	～0.5m未満	土砂災害特別警戒区域	都市計画区域
ランク2: 0.5～3.0m未満	0.5～1.0m未満	土砂災害警戒区域	用途地域
ランク3: 3.0～5.0m未満	1.0～2.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	居住誘導区域
ランク4: 5.0～10.0m未満	2.0～5.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	● 市役所・支所
ランク5: 10.0～20.0m未満	5.0m以上	大規模盛土造成地	

さらに、市域の9割弱を占める「都市計画区域外」では、大半が山間地という地域特性を踏まえ、以下に防災まちづくりに向けた取組方針を示します。

<防災まちづくりの方針図（市域）>



5. 具体的な取組、スケジュール、目標値の設定

(1) 具体的な取組とスケジュール

取組方針を踏まえ、以下に具体的な取組とスケジュールを示します。

<具体的な取組とスケジュール>

※ () は実施主体

具体的な取組 (施策)	災害リスク							スケジュール		
	地震	外水 氾濫	雨水 出水	土砂	大規模 盛土 造成地	雪 害	ため 池	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
【災害リスクの緩和(低減)策】										
住宅などの耐震診断や耐震改修促進(市)	●							→		
密集市街地における建物の不燃化(市)	●								→	→
民間の空き家・空き地の有効活用やパブリックスペースの確保(市)	●								→	→
河岸浸食などのリスク調査(県)		●						→		
河川改修の要請(県)		●						→	→	→
避難地・避難路の整備・確保(市・県)		●							→	
既存住宅の高上げ(市)			●					→	→	→
土砂災害警戒区域等の指定、法面对策や砂防施設整備などの対策工を実施(県)		●		●				→	→	→
宅地の安全性の調査(市)					●			→		
雪捨て場の確保(市)						●		→		
ため池ハザードマップの作成、ため池の維持、補強対策(市)							●	→	→	
緊急輸送道路の安全性評価や広域幹線道路における迂回路の確保、複線化の働きかけ(県)	●	●		●		●			→	→
ドローンによる配送体制(市)	●	●		●		●		→		
避難確保計画の策定(市)		●	●	●			●	→		
避難地・避難路の整備・確保(市・県)		●	●	●			●		→	
久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区における迅速な避難情報の伝達(市)		●		●				→		
広域支援の体制(市)	●	●						→		
住民への確かな情報提供(市)	●	●	●	●	●	●		→		
【災害リスクの回避策】										
住宅、施設などの立地抑制の検討(市)		●		●				→	→	
住宅、施設などの移転促進の検討(市) (防災集団移転・居住誘導区域等権利設定等促進事業の活用)		●		●					→	→

(2) 取組目標と期待される効果

具体的な取組を踏まえ、以下のとおり取組目標と期待される効果、及びその目標値を設定します。

<取組目標>

取組目標		目標値
建築物の耐震化	・市有建築物	・95%以上（2023（令和5）年度末） （秩父市建築物耐震改修促進計画）
	・民間建築物	・95%以上（2023（令和5）年度末） （秩父市建築物耐震改修促進計画）
「居住誘導区域等権利設定等促進計画」の作成数		・1地域以上（2040（令和22）年度末）

<期待される効果>

災害リスクの種別	期待される効果	目標値
地震	・災害ハザードエリアにある住宅の減少（ただし、空き家調査等低未利用の状態であると判断される家屋を除く）	・50%（2040（令和22）年度末）
洪水		
土砂災害		